

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和6年3月6日(水)

令和6年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年3月6日（水） 開議 午前10時00分
散会 午後2時41分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務課長	藤田 智也
住民課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸

令和6年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 承認第 1 号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 発議第 1 号 東栄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 2 号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 3 号 東栄町課設置条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第 4 号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 5 号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 6 号 東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 7 号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第16 議案第 8 号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第17 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第10号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第19 議案第11号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第12号 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

について

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 2 1 | 議案第 1 3 号 | 令和 5 年度東栄診療所特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 4 号 | 令和 5 年度東栄町園財産区特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 5 号 | 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 6 号 | 令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 7 号 | 令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 8 号 | 令和 6 年度東栄町一般会計予算について |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 9 号 | 令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 0 号 | 令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 1 号 | 令和 6 年度東栄診療所特別会計予算について |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 2 号 | 令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 3 号 | 令和 6 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 4 号 | 令和 6 年度東栄町下川財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 3 | 議案第 2 5 号 | 令和 6 年度東栄町園財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 4 | 議案第 2 6 号 | 令和 6 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 5 | 議案第 2 7 号 | 令和 6 年度東栄町振草財産区特別会計予算について |
| 日程第 3 6 | 議案第 2 8 号 | 令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第 3 7 | 議案第 2 9 号 | 令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 3 8 | 議案第 3 0 号 | 令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第 3 9 | 選挙第 1 号 | 東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙について |

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから、令和6年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告いたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

令和6年第1回議会定例会第1日目の運営について、2月26日と29日に、運営委員会を、議会運営委員会を開催し、その結果を報告させていただきます。

日程第1、介護議事録署名議員の指名日程第2会期の決定は、従来どおりです。日程第3、諸般の報告は、議長より報告があります。日程第4、行政報告。日程第5、町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。日程第6、教育方針説明は教育長より説明があります。日程第7、以下の議案審議につきましては、皆様の御手元に配付してあります議案審議一覧表のとおりでございます。初めに、承認第1号、発議第1号、議案第3号、議案第9号、そして裏のページの1番下になります。選挙第1号これら5件は、本日採決とします。続いて、一括議題として上程する案件は、議案第1号と議案第2号、議案第7号と議案第8号、議案第11号と議案第12号、議案第15号から議案第17号裏のページになります。議案第19号と議案第20号そして、議案22号から議案27号、議案第28号から議案第30号としこれらは、委員会付託をします。また、議案第4号から議案第6号と、議案第10号議案第13号、議案第14号、裏のページに移りまして議案第18号議案第21号につきましては、1件ごと上程をし、委員会付託をします。以上、付議事件は、議案30件、承認1件、発議1件、選挙1件の33案件でございます。また、会議規則第49条に基づき、発言の際には、議長の許可を得た後に発言を行っていただくこと。マイクに向かって分かりやすく発言することに、いま1度心がけていただき、会期中の運営に御協力をお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めますのでよろしくお願いたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により、４番、櫻井孝憲議員、６番、西谷賢治議員の２名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は本日３月６日から３月１８日までの１３日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそうように決定いたしました

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和５年第４回定例会以降の行事等は、配付してあります。一覧表をお目通しください次に地方自治法 235 条－２の規定による例月出納検査の結果について令和５年度 12 月分、12 月実施分、1 月実施分、2 月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果詳細につきまして、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願い致します。陳情書等の関係は、配付しております陳情請願等一覧表のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次日程第４、行政報告、及び日程第５、町長提出議案大綱説明を行います。

町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治)

本日は令和６年第１回東栄町議会定例会の開催に当たりまして、議員各位におかれましては、御多用の中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。まず冒頭皆さんに黙祷をお願いし、今年元旦に発生をいたしました能登半島地震、新たな年を、家族や大切な方々と穏やかに迎えられた時間を打ち砕きました。最大震度７、地震の規模を示すマグニチュード 7.6 という大変大きな地震でありまして一緒にして町を大きく破壊し、多くの

尊い命を奪いさりました。ここに亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。現地ではいまだ多くの方々が避難所での生活が余儀なくされ、また、今もなお、ライフラインの復旧支援などを要する状況でございます。

本町におきましても、職員の派遣等を行っておりますが、引き続き、愛知県や県内市町村とともに連携を図りながら、支援を続けてまいりたいと思っております。地震の脅威は、本町も例外ではなく、南海トラフ巨大地震が現実を帯びている今日、行政はもとより、町民1人1人が、防災意識を高め身を守るための備えにしっかりと取り組む必要性を改めて痛感しているところであります。さて今議会で提案をしております令和6年度当初予算を初めとする関連議案のご審議をお願いするわけでございますが、後ほど、基本となる考え方、予算の概要を申し上げたいと思っております。それで少しお時間をいただき、行政報告、12月議会定例会以降の主なものを報告させていただきます。まず最初に職員採用であります。職員採用試験を実施いたしました。特に専門職である保健師、保育士については、4月の採用予定でございますが、残念ながら、一般行政職につきましては、内定辞退等もありまして、現在のところ採用がありません。現在第4次の募集まで行っているところでございますが、4月採用が出来なければ引き続き、年度途中の採用も検討してまいりたいと思っております。これは、皆さん御承知のように、公務員離れ、それから少子化によります。いわゆる子供の数、いわゆる絶対数が足りないという事情。民間、それと、公務員も含めてです。なかなか採用が行わないという状況に来ておりますが、しっかりこのところについては、採用の状況を踏まえて、現状をしっかり認識した上で、採用が出来るように、しっかり努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。次に東三河広域連合議会であります。2月7日と8日の2日間の会期で開催をされております。議案は令和6年度一般会計予算 介護保険特別会計予算、それから令和5年度の介護保険特別会計補正予算、条例の一部改正4件でありましてこれはご承知のように初日に賛成多数で全て可決承認をされたところであります。また一般質問については設楽町の七原議員をはじめ5名の方が質問されております。内容等は広域連合のホームページ等で御確認をいただければと御覧いただきたいと思っております。次、消防であります。議員の方々にも御参加をいただきまして3月の3日に観閲式を挙行させていただきました。挨拶のほうにも触れさせていただきましたが、団員の減少に伴いまして、来年度から試行的に1年間、支援団員を基本団員へ再任用しての活動を行います。施行期間の結果を踏まえまして次の年度、正式に取り入れるかの検討をしてまいりたい。次に町営バスの件ですが、これも診療所から三輪方面に向かう東栄駅前行きが2月1日から12時30分に予約バスを利用できるようになっております。今までの待ち時間が大幅に短縮されておりますのでよろしくお願いします。それから次に指定管理者の選定委員会でございますが2月15日に開催をし、高齢者いきいき健康増進施設とうえい温泉をはじめ10か所の施設について、令和5年度をもって指定期間が終了するために、委員の方々に御審議をいただきまして承認をいただき、本議会に議案として提案をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。次には和太鼓絆プロジェクトであります。昨年度7つの県内高校と地元小学校5、6年生によりまして、次の日曜日、3月10日、12時からとうえいドームで開催されますの

でぜひご来場賜りたいと思っております。なお今年はNPO法人てほへ主催で前日、グリーンハウスを御利用いただき、宿泊をいただいて、花祭会館での交流が行われるというように聞いております。次に福祉関係ですが、子供子育て会議を2月27日に開催をさせていただきました。第2期の子供子育て支援事業計画の進捗報告来年度に控えております。第3期の子供子育て支援事業計画の策定方針について報告をし、御承認をいただきました。また放課後児童クラブとおひさまの連携協定による活動実績も、この場で報告をさせていただいたところでありあります。次は障害者自立支援協議会全体会ではありますが2月20日に開催をし、これも令和5年度の事業報告並びに給付費等の状況報告、それから相談支援事業の報告、障害者計画の草案の確認をさせていただきました。そして令和6年度の障害者自立支援協議会事業計画事業計画について、ご承認をいただきました。これをもとに、パブリックコメントの意見を反映させて5年間の障害者福祉施策の方向性、方向づけをしていくということでもあります。次に介護保険であります。御承知のように東三河広域連合としての共同事務処理の中核である介護保険事業につきましては、来年度から第9期の介護保険事業計画に基づきまして、高齢者がいつまでも、健やかに安心して暮らせる東三河の実現に向けまして、東三河版地域包括ケアシステムの進化推進を図り、広域連合と構成市町村が一丸となって取り組んでまいります。65歳以上の方が御負担をいただきます介護保険料については、介護サービス利用者が、給付費費用を見込んだ上で、介護給付費等準備基金を活用するなどによりまして、基準額を第8期より60円安い月額4,930円に設定をしたところでありあります。新年度の重点事業であります。中山間地域対策事業では、これまでの訪問系サービス事業に加えまして、新たに通所系のサービス事業者と居宅介護支援事業者も対象として、我々北部圏域における居宅サービス提供体制の強化を図って、それから家族の介護者リフレッシュ事業につきましては引き続きの支援を行っていくということになりました。また支援事業であります地域包括支援センター職員の増員等の充実をも図っているところでありあります。それから申合せの順番によりまして、来年度東栄町から広域連合へ職員を1名派遣ということになっておりますのでご承知おきのほどよろしく願います。次に町の実施事業として実施をしております地域、多機能拠点事業おいでん家についてであります。令和5年度は10地区で開催をしておりましたが、足込地区が再開することとなりまして、令和6年度から11地区での開催となります。次に、診療所関係ですが、人口減少に伴いまして外来患者数等は減少しているところで、令和6年度の診療体制に変わりはありませんが、常勤は2名であります。そのうち、県からの派遣医師1名ということで、その他の派遣医師につきましては、派遣元であります、浜松医大豊橋ハートセンター等に既に訪問させていただきました。来年度の派遣についてはご承諾をいただいたところでありあります。また非常勤医師であります夏目氏を初めとする先生方にも御承諾をいただきましたので、今年同様の診療科目は引き続き実施できるものというふうに考えておると。次に住民健診ですが令和6年度は住民健診と同時に運動器検診を実施してまいります。既にご案内をさせていただいておりますが、運動器の健康などについての理解を深めていただくために、大変お世話になっております浜松医科大学整形外科医の先生方にお越しをいただきまして講演会を行い、日時は3月30日の土曜日、午前10時15分からは花

祭会館で開催をいたしますので、ぜひ多くの方にご来場いただきたいと思います。次に経済課関係ですが、産業経済活性化推進協議会を2月21日に開催をしたところで、商工農林水産観光の関係者に集まっていただきまして、令和5年度 of 取組状況の報告そして令和6年度の事業の報告、特に新規事業について、ご意見等をいただきました。関係者が情報共有を図りまして、産業経済全般にわたり、総合的に協議を行うことが出来たということであり、それはもう既に御承知かもしれませんが、農協が運営をしております、三輪にあります東栄直売所につきましては、この1月から週に4日間、木曜日から日曜日までの営業となっておりますのでよろしくお願いをいたします。次にとうえい温泉であります、機械等の故障が相次ぎまして、臨時休業を余儀なくされておるところでございます。それでもコロナ禍の時期に比べれば、利用客は戻りつつあります。しかしながら、コロナ禍前にはまだまだ戻っていないという状況でございます。今後春休み期間も近づいてまいりますので、集客イベントを含め、町内関係者みんなで協力をしまして、集客に取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。第2次東栄町森づくり基本計画の策定についてであります、東栄町森づくり基本条例第16条に基づき、町内の森林林業関係者などによる委員によりまして、東栄町森づくり会議を設置し、令和6年度、すいません。令和4年度と5年度の2か年をかけまして、検討してまいりました第2次東栄町まちづくり基本計画が策定をされました。この計画に沿って今後森林林業施策を進めてまいりますので、よろしくお願いします。したがって作業部会は今後も継続をしていくということになっておりますのでお願い致します。次に道路関係であります、三遠南信自動車道につきましては令和5年度の補正予算も確保され、順調に工事は進捗をしております。特に鳳来峡インターから東栄インター間につきましては、トンネル橋梁工事、全てのか所において、着手され工事が主順調に進んでおるところで、既にそれぞれのか所において完成したところもございまして、1月27日には7号橋を、いわゆる新城市川合地区の完成式が行われ、出席をさせていただいたところ、それから一般国道473号バイパスの月トンネル及びから神田トンネルの起工式が、1月19日に現地で行われました。会議議長とともに出席をさせていただいております。平成28年度から事業が既に開始されておりますが、地域住民の願いでもあります。バイパスの開通は大きな期待がされているところでございます。今後、この工事が本格化してまいりますと、車両等も多くなりますので、特に交通安全等に努めますが、何とぞご理解と協力を賜りますようお願い申し上げます。次に教育関係です。2月6日に、第2回の当町総合教育会議を開催させていただき、議題につきましては令和5年度の教育課の関連主要事業の進捗状況それから令和5年度の教育に関する事務管理及び執行状況の点検評価、いわゆる中間報告であります。そして令和6年度の教育方針、それから学校運営協議会について、その他においては令和6年度の主要事業の文化祭関連事業とそれから来年度50周年を迎えます東栄中学校の開校50周年記念事業についての協議をさせていただきました。まず一つ目は令和5年度予定をしております事業ですが、進捗状況をまず報告をさせていただいております。順調に事業をこなしておるところでそれから二つ目の令和5年度教育に関する事務の管理執行状況点検評価ですが、これの中間報告でありますので、5年度の終了後、令和6年9月の総合教育会議で協議を

いただきまして、9月議会で報告した後に、町のホームページで公表することになりますので、よろしくお願いします。三つ目の令和6年の教育方針につきましては、方針を教育委員の方に説明しご意見をいただいたところではありますが、この基本方針につきましては本日の議会定例会でこの後、教育長より説明をさせていただくところでもあります。四つ目の学校運営協議会につきましては、先の議会全員協議会で既に説明をさせていただいているところでもありますのでよろしくお願いします。そして令和6年度主要事業と中学校開校50周年記念事業についてであります。これも当初予算概要等で説明をさせていただいたところでもありますのでよろしくお願いします。また令和6年度の中学校海外派遣事業につきましては、3年間、コロナで執行、開催されておりませんが、5月実施の予定で、現在準備を進めているところでございますのでよろしくお願いいたします。来年度の文化祭関連事業につきましては、例年のとおり実施する予定ではございますが、文化講演会は、中学校開校50周年の記念式典に合わせて、実施をする予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。それから、郡内にあります、県立田口高等学校の学校運営協議会が、昨日開催をされました内容等につきましては学校評価について、それから田口高校の校則の見直し、それから令和6年度田口高校の学校運営協議会が始まりますので、これについての議事で来年度から学校運営を支援するに当たりまして、具体策を立案協議できる実務レベルの、今後は委員を選定し、学校運営協議会を進めていくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。また北設楽郡町村会は、新城設楽地県立高校高等学校在り方協議会との連携を、図っていくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。それから中学校の卒業式は、明日開催予定で、小学校の卒業式も19日また保育園の卒園式は25日に決まっておりますのでよろしくお願いいたします。最後にプロバスケットボールの三遠ネオフィックスの奥三河デーの開催であります。現在の中地区をトップで、試合をしておりますが、東三河各地市町村の皆さんを試合に無料で招待してくれる日が設定されており、これが奥三河デーですが、北設楽郡3町村、この奥三河では4月の6日の土曜日と7日日曜日の分2日間であります。今後内容等のチラシの配布を後日させていただきますが、都合のつく方は応援のほう、よろしくお願いいたします。以上で行政報告を終わらせていただきます。それでは引き続きまして、令和6年度の各会計予算をはじめ、諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、所信の一端と予算案の大綱を申し上げまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解とより一層の御協力をお願い申し上げます。さて新型コロナウイルス感染症につきましては、ご承知のように昨年5月8日から5類に公表し、感染症対策への取組についての見直しが図られ、人の往来も活発化しまして、私どもも、花まつり等を含めた、イベントなどの行事も、コロナ過前の状況に戻りつつあるという状況であります。しかしながら新型コロナウイルスが根絶されたわけではなく、一方では、本町においても、昨年の秋以降インフルエンザが流行しまして、小学校においても、学校閉鎖という事態にもなりました。引き続き、一定の感染防止対策をとっていくとともに、町民の皆様への注意喚起を行っていく必要を感じているところでもございます。今後アフターコロナを見据えた施策を展開することで町民の皆様が安心してくださるよう、努めてまいりたいと思っております。こうしたことを踏まえた中で、令和6年度に当たっては、

第6次総合計画の後期計画、まちづくりの目標であります、暮らし続けられるまちを未来につなぐ予算として編成をしたところでございます。一般会計は予算総額が42億1600万円。前年度比で21.4%の増額となりまして、過去最高の水準となったわけでございます。昨年は町長選挙を控えまして、骨格的予算の編成をしたところでございます。そしてまた、要因としては6月の大雨によりまして、被害を受けた町道下古戸浅井線の災害復旧にかかる費用であります。そして、大きな事業としては、旧東栄小学校校舎の解体、そしてのき山学校の整備にかかる費用を計上したことなどが、増額の主な要因というふうになっております。一方で新規事業としましては、登記の課税連携システムの導入、それから公共交通利用が不便な方へのタクシー券の給付事業、それから災害時の連携体制づくりの事業それから耳の聞こえサポート事業、トータルコンディショニング事業、それから子供子育て支援事業の計画策定、それから森林等基本図の作成業務委託事業、それから預かり淵ログハウスの周辺活用調査業務委託料 コミュニティースクール設置及び運営それから東栄中学校開校50周年記念事業及び小中学校の給食への全額補助などを盛り込みました。特別会計におきましては、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計が給付費等の増によるものであります。それから、東栄診療所特別会計につきましては、電子カルテシステムの更新など、公営企業会計では、簡易水道事業及び特定環境保全公共下水道事業特別事業特別会計は、建設改良費の増によりまして増額となっておりますところであります。また、御殿財産区特別会計では、分収造林の除伐及び歩道新設事業が実施されることによりまして、増額となっております。一般会計等と公営企業会計を含めた中に特別会計の予算総額は、60億2065万5000円で、前年度比19%の増額となりました。以上で所信の一端と今議会に提出する予算案の大綱及び主要事業についてお話をさせていただきました。それでは今議会に上程いたします議案につきまして、簡略に御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。今議会承認1件、議案30件、選挙1件を上程いたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。まず承認第1号、東栄町一般会計補正予算第10号の専決処分の承認を求めることにつきましては、物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金に係る低所得者支援給付金のシステム改修につきまして、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、2月14日付けで専決処分させていただいたものであります。議案第1号、東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部改正につきましては、消防団員に係る出勤手当を見直し、新たに出動報酬を創設するものであります。議案第2号、東栄町消防団員等公務災害補償条例一部改正についての非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、保証基準額を改正するものであります。議案第3号、東栄町課設置条例の一部改正については人口の見直しを行うために、設置課設置条例における課の名称を改めるとともに、関連して、東栄町水道水源保護条例を改正するものであります。議案第4号、東栄町町税条例の一部改正については、固定資産税納期前納付報奨金を廃止するものであります。議案第5号、東栄町国民健康保険条例一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得を見直すものであります。議案第6号、東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正につきましては入居条件の異なる東菌目住宅を削除するものであります。議案第7

号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、橋梁や林道等に関する事業が所の追加及び修正に係る変更するものです。議案第 8 号、東栄町辺地総合整備計画の変更につきましては、東菌目、御園及び小林辺地における林道及び橋梁事業の事業費を変更するものであります。議案第 9 号、指定管理者の指定については、令和 6 年 3 月 31 日で指定期間が満了する介護予防センターを初めとする 11 施設を令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間指定するものです。議案第 10 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号についてですが、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 417 万を増額し、総額は 39 億 446 万 3000 円とするものです。歳出における補正の内容は主に精算によるものであります。増額する主なものは、東栄健康の館指定管理委託料、社会保障税番号制度システム整備委託料、均等割のみ課税世帯支援給付、子供加算支援給付金、障害者自立支援給付金給付費、後藤弘道さんからの寄附によります保育園のプール日除け屋根設置工事及び電子レンジ購入、子育て支援センターの絵本及びデジタルカメラ購入、母子保健衛生費国庫補助金返還金、価格高騰対策支援補助金、森林環境保全直接支援事業補助金、とうえい温泉修繕料、新城広域消防負担金、S アラート更新業務委託料、小学校特別支援教育支援員業務委託、財政調整基金積立金を追加計上、一方減額の主なものとしましては、自主防犯活動促進事業費補助金、地方創生臨時特別給付金関係、タクシー券給付状補助、明峰福祉会委託料、おいでん家支援委託料、放課後児童クラブ支援員業務委託、東三河広域連合介護保険事業負担金、医薬材料費、インフルエンザ予防接種費用助成金、新型コロナウイルスワクチン接種関係費用、北設広域事務組合負担金、農道改修に係る山村振興営農環境整備事業、有害鳥獣駆除委託料、林道測量設計委託料及び改良事業、間伐材搬出等補助金、里山林環境整備事業補助金、とうえいの木家づくり事業補助金、危険木伐採事業補助金、森林作業道補修整備事業補助金、家計応援事業、プレミアム付商品券事業、木造住宅耐震改修費補助、搬入土量検収委託料、高齢者いきいき健康増進基金積立金等であり、国民健康保険特別会計を初めとする特別会計の繰出金は、精算によりいずれも減額となっております。歳入につきましては地方創生臨時交付金等の国庫補助金等の増、地方交付税の追加計上等によりまして、減債基金繰入金を減額することが出来、次年度の財源に充てることが出来たところであります。次年度に繰り越す事業につきましては、戸籍のコンピューター等保守点検委託料をはじめ、11 事業を計上しております。議案第 11 号国民健康保険特別会計から、議案第 17 号農業集落排水事業特別会計までの補正予算につきましては、ほとんどが精算によるものですが、後期高齢者医療特別会計では、保険料の増によりまして、広域連合への納付金が増であります。御園財産区では、利用間伐の収益による増額をしております。議案第 18 号から議案第 30 号までの令和 6 年度各会計予算につきましては、各会計ごとに説明をさせていただきます。まず、一般会計ですが、主な内容については既に説明をさせていただいておりますので省略させていただきますが、予算総額は 42 億 1600 万円、前年度比 7 億 4400 万円。21.4%の増となっております。国民健康保険特別会計につきましては予算総額 4 億 6120 万 5000 円を計上、前年度比 5.8%の増であります。次に、後期高齢者医療特別会計につきましては予算総額 1 億 3169 万 7000 円を計上し、前年度比 3.6%の増であります。次に東栄診療所特別会計についてですが、予算総額 4 億 3746 万 6000 円を計上し、前年度

比 15.4%の増であります。御殿財産区会計につきましては 285 万円を計上し、前年度比 1,325%の増となっております。他の財産区特別会計は、前年度と同額で変わりありません。次に簡易水道事業特別会計につきましては支出総額ベースで、3 億 8089 万 2000 円を計上し、32.1%の増となっております。次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、支出総額ベースで 3 億 3394 万 6000 円を計上。前年度比で 11.1%の増であります。次に農業集落排水事業特別会計につきましては、支出総額ベースで 5641 万 8000 円を計上し、前年度比で 2.2%の増となって令和 6 年度当初予算については以上でございます。選挙第 1 号、東栄町選挙管理委員会及び補助員の選挙につきましては令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、議会に選挙をお願いするもので、以上でございますが副町長及び担当課長から詳細については説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上。

----- 教育方針説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、教育方針説明を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長。

教育長（佐々木尚也君）

令和 6 年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。この教育方針は、第 6 次総合計画に示した基本構想の実現を目指して教育の方向性や重点を示すものです。以下、1、学校教育、2、家庭地域による連携教育、3、生涯学習生涯スポーツ、4、文化の保存と継承、5、多様な学びの場の五つの基本施策に沿って、次年度の重点を説明いたします。初めに、学校教育についてです。学習指導要領社会に開かれた教育課程及び、主体的対話的で深い学びをキーワードに、子供たちが未来社会を切り開くための資質、能力を育成する、知識の理解の質を高める確かな学力を育成する豊かな心や健やかな体を育成する、ことを目指しております。重点事項は、子供の状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道德教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達への支援などです。一方、東栄町では、平成 19 年 8 月に、町校長会から報告された、東栄町が目指す学校教育をもとに、学校教育活動を進めております。そこには、基礎的基本的な力を確実に身につけ、自ら考え、学び取ること、命を大切に、心身のたくましさや社会性を身につけること、郷土の自然、文化、歴史に学び、ふるさと東栄を愛すること、の 3 点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映されたものです。また小学校と中学校の連続性に注目することの必要性も述べられております。そして、実施計画第 3 期の第 6 次東栄町総合計画では、学校教育について、一人一人に応じたきめ細かな教育の推進、知徳体が調和した教育の推進。連携教育の推進、食育活動の推進、小中学校の施設設備の充実、高校への就学支援の 6 点を掲げ、これに沿っ

て取組を進めています。各学年、20人前後という学級規模、1人1人の児童生徒に先生の目が届き、対応もしやすい規模です。この長所を生かして、1人1人の課題を明らかにする、教科指導や子供の置かれている状況を丁寧にとらえ、個に応じて育てる生徒指導を推進します。また、特別支援教育では、支援員の配置によって、学校生活を充実させるとともに、保育園や外部の機関との連携を密にして、子供の成長に最適な教育の実現を図ります。知徳体の調和のとれた育成は教育の不易であり、今年も変わることなく推進してまいります。主体的に学ぶ態度、自分と人を大切にする心、健康と体力の向上を学校生活全体を通して育てます。さらに、ここ数年、小学校、中学校それぞれ地域を学ぶ、あるいは地域の方に学ぶ機会を増やし、定着してまいりましたふるさとに目を向ける体験活動を今後も一層充実し、全人的な成長を目指します。令和2年度末に整備をいただいた1人1台タブレットは、教科や総合的な学習の授業をはじめ、学校生活のいろいろな場面で活用され、欠席の場合の対応にも役立っております。家庭での活用も進み、今後さらに効果的な利用ができるよう、使い方についての配慮を努めてまいります。保育園と小学校と中学校の教育の連携については、目指す子供の姿を保育士さんや先生方にお示しを、つながりを意識した保育や教育に取り組んでいただいているところです。将来、子供たちがそれぞれ選択した社会で、自分の生活をつくる力を育てる。ということを第1に考えて、どの子供にとっても本当に必要な体力、物の考え方、知識と技能は何かを精選し、東栄町の義務教育で育てる力について検討を続けるとともに令和6年度から、学校運営協議会と、地域学校協働本部を組織して、保育園や学校、保護者の皆さんだけでなく、地域の皆さんにも、子供たちに関わっていくようにいただけるように働きかけてまいります。食育の推進は、栄養職員を中心に地元産食材の利用、給食の歴史をたどるメニューや季節を感じさせる献立の提供、食事についての対話など、様々な工夫を凝らして取り組んでいます。食は命の源、生活の基本であり、子供の意識が高まるよう、継続して働きかけてまいります。施設設備の充実について、令和5年度は、小中学校の施設の長寿命化を無理なく、適切に進めるための計画を作成するための調査を実施いたしました。また、校舎の照明のLED化を順次進めているところであります。さらに、1人1台タブレットの更新計画を作成し順調に更新できるように準備を進めてまいります。また高校への就学に関わる支援についても、これまでと同様に対応してまいります。基本施策2の家庭地域による連携教育では、地域の方の小中学校の授業等への参加とともに、小中学生の地域活動への参加を働きかけ、特に中学生の自治活動への参加意識を高めてまいります。その基盤として、小中学生が地域の方と活動する場面を増やすよう、今年も努めて働きかけてまいります。また、学校運営協議会と、地域学校協働本部の設置を通して、地域の声を学校経営に一層反映をさせていきたいと考えております。さらに、B&Gの活動として、子供が様々な体験ができる場を増やしたいと考えております。基本施策3の生涯学習生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を挙げています。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各団体でのリーダーの育成や人材の発掘を、本年度もお願いをしていきます。さらに、活動方法や組織の見直しを工夫して、活動が長く持続できることを目指します。また、総合社会教育文化施設については、利用しやすい施設を目指して

改修に進めながら、広報活動の工夫や、企画展などを魅力化に努めるとともに、各施設の方向性を引き続き検討してまいります。基本施策4の文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存、継承環境づくりを挙げています。花祭りは昨年5月のコロナ感染症の5類移行によって、4年ぶりに従来に近い形で取り組んでいただきました。この間、それぞれの地区で伝承に向けて様々な工夫をして、熱心に取り組んでいただいたことに感謝をしています。花祭りだけでなく、盆行事などの民俗文化の保存継承は何よりも、地域の方にとって切実な願いです。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子供たちへの働きかけを進める一方で、各地域の代表の方の意見交換の場を設けるなどして、継続継承を可能にする方策を探ってまいります。また花祭り会館については、今後も展示の入替えなど、継続的に取り組んで、町の内外に向けて、花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいりたいと考えております。基本施策5の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化、国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を挙げております。コロナ感染症の影響により、中学生海外派遣事業は3年続けて中止しその代替措置として2泊3日で、外国人留学生とともに、昨年、本年度は、京都へ出かけ、バスの車中とホテルで英語に浸る語学研修を実施いたしました。さらに、従来の交流校であるカナダの中学校と11月下旬に2日間、それから、これを学級の状況で、1日延びたものを、つい先日、合わせて3日間オンライン交流を実施したところでございます。様々な情勢が、変化してきたことから、本年度は、6年度は5月23日から28日まで、中学生をカナダに派遣する予定です。今後もグローバルな人材育成を目指し、小学校、中学校の授業を通して使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。そのためにALTの活用方法を初め、授業をさらに工夫するとともに、タブレット端末を活用して、会話の力を高める方法を検討してまいります。

また特に中学校では、目的意識を強く持たせるように努めています。中学校1年生を対象とした地域未来塾を継続し、学習の補習を充実してまいります。進路を実現したい、得意な分野の力を一層伸ばしたいなど、全ての生徒や保護者の多様な御要望にお答えする方法を模索しながら、基礎的な学力を充実して、学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ、学校生活への適応を応援できるよう努めてまいります。さらに、学校での学習や活動の様子を広く町民の皆さんに知らせる工夫をしたり、学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで、町全体で取り組む教育の実現に近づき子供にとっては、1人の町民としての自覚を育ててまいりたいと考えております。以上令和6年度の教育方針について、第6次東栄町総合計画を中心に、主な事項を御説明申し上げました。学校教育は、どの子供もひとしく幸せになれるよう、全ての子供に集約になる場を与えて、力を伸ばしていく営みです。保育園から中学校卒業までの子供たちの成長について、町民みんなで理解し、同じ気持ちで、次の世代の町民を育てるための組織づくりを進めてまいります。また、生涯学習や生涯スポーツ、文化の継承については、町民の皆さんに関心を持っていただき、1人でも多くの方に参加しようとする気持ちを高めたいと考えております。そのために、子供にも町民の皆さんにも分かりやすく教育についてお示しし、誰もが役割を持って参加できることを目指してまいります。議員の皆様には、今後とも御理解、御協力をいただき、御指

導を賜りますようお願い申し上げ、以上で説明を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤彰男君）

教育長の説明が終わりました。先ほど浅尾議員から出ました、聞き取りにくかった点につきましては、内容については町のホームページに公表していますのでその点を執行部の方も理解いただき対応していただきたいというふうに思います。

議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。

初めに先ほど、浅尾議員から要望ということで、口頭でありましたけどその件につきましては、大綱説明ともに教育方針の方も、それぞれもう既にここで公表されていますので、町ホームページのほうで、順次、公表されているということですから、詳細についてはそこで確認をお願いしたいというふうに思います。

----- 承認第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次日程第 7、承認第 1 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明）

承認第 1 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号の専決処分の承認を求めることについてそれでは予算書の 1 ページをお願いします。専決第 1 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 10 号について物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る低所得者支援給付金システムの改修等について、予算措置を講じる必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないため、2 月 14 日付けで専決処分をさせていただいたもので、続いて 2 ページをお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ 509 万 5000 円を増額し、予算総額を 39 億 29 万 3000 円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、12 節、システム改修委託料は、均等割のみ課税世帯に対する給付金及び、子供加算支援給付金給付のためのシステム改修です。データ抽出委託料はその対象者を住基情報等から収集するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。14 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金の地方創生臨時交付金重点支援は、均等割のみ課税世帯及び子供加算支援給付金給付の経費に充てられるものです。以上で専決処分に係る一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。質疑に先立ち申し上げます。質疑は議題となっている事件について疑義をただすための疑義をただすために行う発言です。会議規則52条にありますように、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない旨を理解し、発言をしてください。それでは、質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑ございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。今回の専決処分された補正予算はですね、国の給付金の支払いに当たってのシステム改修の費用でございます。均等割のみ課税世帯への給付金、1世帯当たり10万円及び、子供加算支援児童1人当たり5万円の給付ということでありますけれども、それぞれの対象世帯、または対象となる人数、給付金の振り込みに係るスケジュールを伺います。

議長(加藤彰男君)

福祉課長。

福祉課長(亀山和正君)

失礼します。均等割のみの世帯への給付金10万円につきましては、100世帯、及び低所得者の子育て支援世帯への支給の予定ですが、20名を見込んでおります。また、給付金の振り込みに係るスケジュールでございますが、給付、均等割のみの課税世帯につきましては、3月上旬から6月下旬を予定しておりまして、4月下旬から支給を進める予定でございます。また、子供加算につきましては、4月中旬から7月中旬を予定しておりまして、支給につきましては、5月中旬から支給を予定しております。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

この予算に関連してお尋ねしたいと思います。町が予定しております、課税世帯への1万円の商品券の送付事業でございますけれども、経済課にお話を伺いますと、今回の国の均等割のみ課税世帯への、給付金の対象者を町が独自に行う商品券の発送事業からですね、除外するために時間がかかっていると、議会では、1月中旬に商品券を発送するというお話だったんですけれども、それが延びてしまっているということで、3月末までに事業を完了させなければいけないというご説明を担当課からはいただいておりますけれども、今回の国の給付金の事業が、6月、最大で6月までかかるというようなご説明だと思うんですけれども、商品券の発送は年度内に完了するのか、また、いつ頃発送されるのかということを、関連してお尋ねしたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今、浅尾議員は関連とありましたけども、今回の議題2議案について、どういう関連ですか。そこを補足して説明してください。

3番（浅尾もと子君）

今回の補正予算の執行状況によって、関連して送付時期が遅れているというものでありますので、この事業に一定のめどが立たなければ商品券は送付されないという関係にあります。住民生活には大きな影響あるものと思いますので、お尋ねしております。

議長（加藤彰男君）

以上内容で関連ということですけど執行部回答ありますか。

はい、経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

はい。確かに1月中旬頃ということで、当初お話しさせていただいておりましたけども、国からこうした内容のものが出てきたことによって、住民にちょっと混乱をきたしてはいけないというところもございまして、調整させていただいたところがございますけども、今回この内容を確定しましたら、3月ぐらいには発送できるように準備はしておりますので、その上で調整させていただきたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。はい。以上で歳出を終わり、歳入全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打切ります。

続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、承認第1号は原案のとおり承認されました。

----- 発議第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第8、発議第1号「東栄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

伊藤真千子議員。

5番(伊藤真千子君)

発議第1号、東栄町議会議員の請負の状況の公表する条例の制定について。提出者、東栄町議会議員伊藤真千子、賛成者、東栄町議会議員櫻井孝憲。2分の2ページ、提案理由をご覧ください。この案を提出するのは、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負にする規制の明確化、及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、条例制定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。初めに、条例制定の経緯ですが、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がされたことに、こととなり、それに伴い、議員の職務執行の公正及び、適正を損なうこととならないよう、議員個人の請負状況の透明性の確保及び向上を図り、住民への説明責任を果たす観点から、条例を制定することになりました。なおこの条例案は5条の構成となっております。条例の内容説明いたします。2分の1ページをお願いします。まず、第1条、目的において、議会議員と町との間の、地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表することなどにより、透明性を確保し、もって、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としています。次に、第2条 報告において、前会計年度中に、町と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告などしなければならないことを規定しています。次に、2分の2ページをお願いします。第3条、報告の一覧の作成及び公表においては、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを規定しています。次に第4条報告などの保存及び閲覧などにおいては、報告及び訂正の保存及び閲覧などについて規定しています。次に第5条委任においては、条例の施行に関し必要な事項は議長が定めることを規定しています。附則施行期日、令和6年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

東栄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてお尋ねいたします。今回の条例の制定は、私たち東栄町議会議員が東栄町に対して、請け負った契約の内容及び契約金額、総額等を公表するということを決め、定めるものであります。ここでお尋ねいたします。議員の請負の状況が、公表の対象となる期間はいつからなのか、伺いたいと思います。また、請負の状況、この条例の制定後、最初に公表する時期はいつか伺います。

議長（加藤彰男君）

提出者は自席でお願いいたします。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子)

公表等の対象となる期間はいつからか、令和 5 年度から実施します。請負の状況最初に公表するのはいつかでということで 5 月に会計が閉まりますので 6 月と考えられます

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

続いてお尋ねいたします。この条例は、第 5 条で、議長がこの条例の施行に関し必要な事項は議長が定めるとあります。1 月 17 日付けで案として示された、資料の中には、条例の施行規程というものがありました。今回の、条例案あわせてその施行規定は示されなかったんですけども、実際にどのように運用されるかということ、施行規程が示されていないので、私としては、承知していないという部分がございます。施行規程、1 月 17 日付けで示された案の内容から変更する点があるのか。あるとすれば、どのような変更なのか、伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子)

変更点は今のところはないと考えておりますが、何かあった時には議運ではかりたいと思いますのでその時はご協力をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

最後のお尋ねでございます。条例案の 2 ページ第 3 条、報告の一覧の作成及び公表というところでは、議長が議員から請負の状況の報告を受けた後に一覧を作成し、公表しなければならないとあります。町民の皆さんからは、議員がどのような契約を、町と交わしているのかということは大きな関心が持たれる点でございます。説明責任を議会が果たして

いくという上で、住民の皆さんが容易に見ることができるような、公表の方法を求めたいと思います。例えば、町の掲示板で公表するとなりましたら、町内数か所の掲示板に出かけていって見なければいけないというもので、住民の皆さんからすると、それではちょっと、自由に見られるという状況ではなくなります。例えば南知多町議会が行っているように、東栄町議会のホームページでこれを掲載していただきたいと考えますが、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

掲載でございますが議員協議会でも確認したように公表に関してはホームページでも公表しますのでその時はよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 1 号、議案第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議案第 1 号「東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、日程第 10 議案第 2 号「東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の 2 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 1 号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。提案理由は、消防団員に係る出動手当を見直し、新たに出動報酬を創設するために必要であるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。

改正内容について説明いたします。新旧対照表の3分の2ページをご覧くださいと思います。別表中、消防団員出動手当訓練1回1,000円、災害2,000円を、消防団員出動報酬、訓練、1回2,000円、災害、1日8,000円に改めます。この金額につきましては、国が示した標準的な金額に準じております。議案に戻っていただいて、附則施行期日、第1項、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項、経過措置、改正前の東栄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく、この条例の施行の以後に支給する。報酬及び費用弁償は、なお従前の例による。続きまして議案第2号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を改正するために必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表の2分の1ページをご覧ください。第5条第2号、第2号に規定しております、補償基礎額を、8,900円から9,100円に引上げを行います。2分の2ページをお願いします。別表第1に規定する、補償基礎額を団長及び副団長について、勤務年数が10年未満、1万2,440円を1万2,500円、10年以上20年未満1万3,320円を1万3,350円、分団長及び副分団長について、勤務年数が10年未満、1万670円を1万800円に、10年以上20年未満、1万1,550円を1万1,650円に、20年以上1万2,440円を1万2,500円。部長班長及び団員について勤務年数が10年未満、8,900円を9,100円、10年以上20年未満、9,790円を9,950円に、20年以上、1万670円を1万800円に、それぞれ、引上げをする改正となります。議案に戻っていただいて、附則第1項、施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項、経過措置、この条例による、改正後の東栄町消防団員等公務災害条例第5条第2項及び別表の規定はこの条例の施行の日、施行の日以後に支給すべき事由の生じた東栄町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する、損害補償、以下、損害補償という、並びに、同日までに支給すべき事由の生じた同日、以後の期間にかかる、同条例第4条第3号に規定する、傷病補償年金同条、第4号に規定する障害補償年金及び、同条第6号に規定する遺族補償年金、以下、消防傷病補償年金等という、について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償、障害補償年金等を除く、及び同日前に、支給すべき事由の生じた同日前に、同日までの期間にかかる消防、傷病補償年金等については、なお従前の例による。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに、議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

消防団員の皆さんの報酬を改善するという条例の改正でございます。この条例によってですね、平均的な消防団員の方どの程度の報酬の増額となるのか。1年間でどの程度の増額となるのかということ。あわせて、今回の条例改正による1年間の予算への影響額ということをお示しいただきたいと思います。また、予算委員会で、御答弁いただければと思

います。

議長（加藤彰男君）

はい。説明はいいですかね。

（浅尾もと子君「はい」の声あり）

ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第1号を、常任委員会に付託いたします。

次に議案第2号の質疑を行います。

質疑はごいませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第2号を、常任委員会に付託いたします。

----- 議案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第11、議案第3号「東栄町設置条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第3号、町課設置条例等の一部改正について。提案理由は、事務機構の見直しを行うために必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。新旧対照表の第1条関係をご覧ください。こちらは、東栄町課設置条例の改正となります。第1条について税務課を税務会計課とします。住民課を削り、生活環境課を新設いたします。住民課で行っております戸籍住民基本台帳関係事務を、総務課へ、国民健康保険、後期高齢者医療関係事務を税務会計課へ、環境部門を、生活環境課へそれぞれ移行いたします。また、建設課で行っております、上下水道、住宅関係事務を生活環境課へ移行することとします。新旧対照表の第二条関係をご覧ください。こちらは、東栄町水道水源保護条例の改正となります。第8条の改正で、水道水源保護審議会の庶務を、建設課から生活環境課とする、改正となります。議案に戻っていただきまして、附則この条例は、令和6年4月1日から施行する。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はごいませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。提案の理由は、事務機構の見直しを行うため改正する必要があるからであるとあるんですけれども、どうして見直しが必要なのかということをお尋ねしたいと思います。例えば、この業務を担当する職員が少ないとか、部屋割りをこちらにしたほうが業務がスムーズにできるとか、なぜ、見直しが必要になったかという点、御説明いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、例えば生活に関係の深い上下水道と、ごみ処理などを行う環境部門を一緒にしたり、税と国保後期高齢者医療等、課税や、保険料の賦課徴収を、同じ部署で行うなど、こちら効率を考えての改正等いたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

今回税務課から税務会計課に名称を変更することなんですけれども、かつて、税務課は税務会計課という名称だったと思います。数年の間に、名前、名称を再び税務会計課に戻すということでもあります。みだりに、課の名称を変更するべきではないというふうに私自身は考えているんですけれども、どうして、課の名称を変更しなければならなかったのか、理由を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治）

数年前に税務会計課という名称をしておりました。みだりにという今質問だったんですが検討した結果、税務会計課の中は今、総務課長がお話ししたように、税務係 国保係それから出納室の状況を出納係という状況で3係、特に税務課長は会計管理者を兼務しており、そんな状況もあり検討した結果、税務課とするよりかは税務会計課のほうがいいんじゃないかという状況で、検討した結果過去税務会計課という状況でございましたが、そこに目指していた状況でありますよろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、よく分かりました。3 点目お尋ねしたいんですけども、これによって水道関係の事業が、建設課から生活環境課に移ります。関連の質問となるかと思うんですけども、多発する漏水等に対応するために、職員の皆さんは休日でも、出動するというようなことをされていると聞きました。簡易水道事業の業務を担う職員さん、大変不足していると考えられるんですけども、今回の課の再編によってこの人数に変更はあるのか。また増員が必要だとの認識があるか、伺います。

議長（加藤彰男君）

今、今の内容は関連ですけど、そういう考慮がされているかということでもいいですか。

（浅尾もと子君より「はい。」という声あり）

町長ですか。

町長。

町長(村上孝治)

今本当に漏水等も危惧されておりますし、老朽化という状況であります。したがって、職員に限られた中でありますので、正規の職員本来つきたいと思います。それからもう 1 つ、そこに技術関係の状況です。資格を取らなきゃいけないという部分もございます。そんな状況もありますので、極力、そういったところを補いたいと思いますが、あとは臨時の職員を雇うとか、そういう状況もあると思います。それから、特に現業での課でありますので、当然漏水の対応があれば漏水対応しなきゃいけないという状況もありますが、以前もちょっとお話ししたか分かりませんが、地元のいわゆる業者、漏水対応を現実的には現場でやるという状況。それから職員はそこについて、いわゆる安全対策をとらなければという状況は重々私も承知しております。またこれ、4 月に向かっての人事異動もあります。組織構成を今、本日、議決をいただければ、各課の体制にしなきゃいけないという状況で、配置をしなきゃいけないとご心配いただいたとおり、なるべく確保して職員負担がかからないように我々も考えています。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程議案 12、議案第 4 号「東栄町町税条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（藤田智也君）

議案第 4 号東栄町町税条例の一部を改正する条例について。提案理由は、固定資産税納期前納付報奨金を廃止するため、改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。次のページ、新旧対照表を御覧ください。第 64 条第 2 項を削り、固定資産税納期前納付報奨金を廃止する改正です。議案に戻っていただきまして、附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 4 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 5 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、議案第 5 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

議案第 5 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について。提案理由は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直す必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出する。改正内容について説明いたします。新旧対照表の 3 分の 1 ページを御覧ください。第 11 条の 6 の 12 の改正は、後期高齢者支援金等賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるもの 3 分の 2 ページを御覧ください。第 17 条の改正ですが、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定の基準についてです。

第2号は、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5000円に引上げ、第3号は、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を53万5000円から54万5000円に引き上げるもの。議案の1分の1ページにお戻りください。施行期日、第1条この条例は令和6年4月1日から施行する。経過措置 第2条、この条例による改正後の第11条の6の12及び第17条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による以上で国民健康保険条例の一部改正について説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第5号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第6号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第14、議案第6号「東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

失礼します。議案第6号、東栄町若者定住住宅管理条例の一部改正について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは、東菌目住宅は若者定住住宅の入居等の条件と異なるため、東栄町は今後定住住宅管理条例を見直す必要があるから、議会の議決を求めるものです。1枚跳ねていただきまして、新旧対照表ですけれども、改正前の東菌目住宅を削除するものです。戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は令和6年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第6号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第7号、議案第8号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第15、議案第7号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」、日程第16、議案第8号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」の2案件を一括して議題とい

たします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第7号、東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について。提案理由は、橋梁や林道等に関する事業か所の追加修正について、東栄町過疎地域持続的発展計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるため提出するものです。変更内容を説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。初めに、21分の2ページをお願いいたします。左側が変更後となり、変更部分には、下線を引いております。まず初めに、表の上の部分ですが、事業計画のうち、和太鼓絆プロジェクト事業、星空音楽祭実行委員会助成事業。総合計画策定事業、こちらを追加する変更です。21分の4ページ。お願いいたします。こちら、表の上部ですが、預かり淵ログハウス周辺活用事業を追加する変更となります。21分の7ページお願いいたします。こちらは、三本杉橋、澤登橋、上河内橋の橋梁補修事業を追加する変更となります。21分の8ページをお願いいたします。表の中ほど、林道節沢線 林道滝畑線の改良事業を追加する、変更となります。21分の10ページをお願いいたします。こちら真ん中ほど、県道八橋中設楽線配水管移設工事 浄水場機器更新事業を追加する変更となります。21分の12ページをお願いいたします。表の下の部分、タクシー券給付、補助事業、子供子育て支援事業計画策定事業を追加する変更となります。21分の13ページをお願いします。ここは、表の上の部分、中学校体育館床改修工事 中学校校舎寿命化改修工事、を追加し、表の下部分、中学生海外派遣事業、外国語指導事業、高校生通学等支援事業を追加する変更となります。21分の15ページをお願いいたします。表の1番下の部分、和太鼓絆プロジェクト事業、星空音楽祭、実行委員会助成事業、21分の16ページをお願いいたします。表の上部ですが、表の上部ですが、預かり淵ログハウス周辺活用事業を追加する変更です。21分の18ページをお願いいたします。表の下部、タクシー券給付補助事業、子供子育て支援計画、支援事業計画策定事業を追加する変更です。21分の19ページをお願いします。表の上部、中学生海外派遣事業 外国語指導事業、高校生通学等支援事業を追加する、変更となります。次に、議案第8号 東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、橋梁や、林道や橋梁に関する事業か所の追加修正等について、東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があるから、議会の議決を求めるためへ提出するものです。主な変更内容を説明いたします。1枚めくっていただいて、新旧対照表を御覧ください。初めに、2分の1ページお願いします。左側が変更後となります。東蘭目辺地において林道の事業費及びその財源内訳を変更しております。2分の2ページをお願いいたします。御園辺地において、飲料水供給施設の事業費及びその財源を変更しております。また、小林辺地について橋梁補修事業の事業費及びその財源を変更しております。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第7号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第7号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第8号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第8号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第9号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第17、議案第9号「指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第9号、指定管理者の指定について。提案理由は、令和6年3月31日で指定期間が満了する施設について、令和6年4月1日から指定管理者を指定するために必要があるから、議会の議決を求めるためのものです。1枚めくっていただいて、指定管理者となる団体につきましては、東栄町介護予防等拠点施設、東栄町高齢者いきいき健康増進施設、こちらとうえい温泉。東栄町ふれあい交流施設、東栄町観光施設、鳶の淵展望台 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設東栄健康の館、これらにつきましては、株式会社とうえい、東栄町交流促進センター千代姫荘は、三健会、東栄町産業会館は、東栄町森林組合、東栄町農産物加工施設は愛知東農業協同組合、1枚めくっていただきまして、裏面を御覧ください。東栄町観光施設休憩場レストハウスは、レストハウスとうえい、東栄町総合社会教育文化施設は、公益財団法人東栄町シルバー人材センター、東栄町体験交流館のきやま学校は、特定非営利活動法人てほへとなります。指定期間は、いずれの施設の、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。指定管理者の指定につきましては、東栄町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する、条例施行規則第5条で、指定管理者を、公平かつ適正に行うため東栄町公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く、同条第2項で、指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定委員会の意見をきくものとする、と規定されております。2月15日に、指定管理者選定委員会を開催いたしまして、意見を聞いた上での上程となっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑入ります。質疑はございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

今言われた東栄町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を見ますと、第2

条に、指定管理者の募集に関して規定がされていますが、今回はどのように募集をしたのか、伺います。また、この条例の第14条のほう見ると、この条例の施行に関し必要な事項は町長等が別に定めるというふうに委任の規定が置かれていますが、指定管理者の指定を継続する場合について別に定めているのか。また定めている場合、指定の継続について、どのような手続を行って進めるのか、進めるとしているのか伺います。

議長（加藤彰男君）
総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。確かに議員がおっしゃるとおり、条例の第2条では公募というのは書かれておりますけども、一方、第5条には公募によらない、指定管理者の候補者の選定ということで、こちらに基づいて選定をしております。それで過去の指定管理者の実績等を考慮し、また地元の団体を指定することを根本にしております。また継続する場合という、何か定めがあるかとの問いですけども、特にそういう定めはございません。以上です。

議長（加藤彰男君）
よろしいですか。
佐々木委員。

2番（佐々木一也君）

今公募によらない方法ということで第5条でってということなんですけど、この第5条を見ますと今度、第1項に第1号から第4号まで公募によらない場合が書いてありますが、このそれぞれの施設ですね。この第5条の第1項の、どのほうに該当したのか。また、どういった理由でそのほうに該当したのか、教えてください。

議長（加藤彰男君）
総務課長。

総務課長（伊藤太君）

基本的には、第5条第1項の第1号、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、ということをして、重点を置きまして選定しております。

議長（加藤彰男君）
よろしいですか。
はい、浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、お尋ねいたします。今回、新たに町が指定しようとしている、指定管理者 7 者について、従来から変更となった指定管理者はいるかお尋ねいたします。また、指定管理の方法、条件などに変更がある場合には、具体的にどういった変更があるのか伺います。

議長（加藤彰男君）

はい総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい。従来から変更となった指定管理者がいるかという問いですけれども、変更になった指定管理者はおりません。強いて言うと 3 年前は産業会館は、森林組合と社会福祉協議会が指定管理者となっておりましたけれども、今回は、産業会館は森林組合のみとなっております。あとは、指定管理の方法等に変更あるか伺うということですが、特段変更はございません。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

特段変更がないということでした。今回の補正予算でとうえい健康の館に対する指定管理料が 520 万の増額補正ということで上がってきておりますので、指定管理料などの定めが変更になるものと思います。今回の指定管理者 7 者について、それぞれの指定管理料というものは、どのようになっているのか、幾らであるというような御答弁いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい 予算説明書を見ていただければと思いますけれども、まず、とうえい健康の館につきましては、2,289 万 7,000 円。あと、のきやま学校につきましては、225 万 2,000 円。介護予防等につきましては、2,319 万 9,000 円。千代姫荘につきましては、305 万 9,000 円、産業会館は 65 万 1,000 円、総合社会教育文化施設につきましては、2,200 万円となっております。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいですか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

佐々木委員。反対ですか。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。私は議案第 9 号指定管理者の指定について反対の立場で討論します。この改正は、令和 6 年 3 月 31 日で、指定期間が終了する施設について、令和 6 年 4 月 1 日から指定管理者を指定するために提出されたものです。まず、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、平成 15 年の法改正により始まった制度です。この制度に関して、国が出している通知を見ますと、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者などから、幅広く求めることに意義があり複数の事業所、申請者に事業計画書を提出させることが望ましいと書かれています。また、一方で、利用者や住民からの評価などを踏まえて、同一事業者を再び指定している例もありという書きぶりもありますので、再指定することもあるかと思います。東栄町の指定管理者に関する手続は、地方自治法のほか、先ほどの東栄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と、その施行規則によるとと思いますが、それを確認すると、先ほども述べましたが、指定管理者公募することになっており、また、公募においては、各地区の掲示板への掲示また広報誌、もしくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない、となっています。また、公募によらない指定管理者の選定については、先ほど言っていた同条例第 5 条に規定されていますが、その内容は、公募しても、指定管理者の申請がなかったときや選定された団体が協定を締結しなかったときなどの場合に、公募によらないで指定管理者を選定できるようになっています。また、そのほかにも、先ほども言っていた公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると 使用するとき、このようなときにも、公募によらない指定管理者として、選定することができることが、第 5 条に規定がされています。この今お話ししたこの第 5 条に今回の指定管理者広報の施設が該当するかどうかを私が判断することは適切ではありませんが、ただ、条例にある設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域などの活力を積極的に活用した管理を行って、その事業効果が相当程度期待できると思慮するときに、この規定に該当するので、条件としては非常に厳しく、非常に狭く、かなりの期待が持てる場合だと私は考えます。冒頭にも言いましたが、指定管理者の指定は、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者などから幅広く求めることに意義があると通知がされています。公募した結果、ほかに申請団体がなく、従前の団体が指定管理者になったり、設置目的を効果的かつ効率的に達成していることが、明白な指定管理者を継続して指定したりするなら構いませんが、そうでないのであれば、指定管理者の選定を閉鎖的に行うのではなく、町の条例で規定しているとおり、公募を行い、民間事業者などから、幅広く指定管理者の候補を集め、公の施設の設置の目的を効果

的かつ効率的に達成できるようにしていくことが、必要だと考えます。以上のことから私は、議案第 9 号に反対します。

議長（加藤彰男君）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

討論がありましたので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。

はい着席ください。

賛成者 6 名、多数です。

よって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 10 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは会議を開きます。日程第 18、議案第 10 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明）

それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 10 号、令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 11 号について、続いて 2 ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 417 万円を増額し、予算総額を 39 億 446 万 3,000 円とするものです。第 2 条の繰越し明許費につきましては、7 ページの事業について翌年度に繰り越すものです。第 3 条の地方債の補正につきましては、8 ページの地方債補正において、839 万 6,000 円を減額するもので、それでは、予算説明書により説明させていただきます。まず、全般的なことですが、今回の補正につきましては、実績見込みに伴う精算等によるものがおもであります。これらについては省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。歳出からお願いいたします。18 ページをお開きください。1 款議会費は、実績見込みによる減額です。2 款 1 項 1 目一般管理費は、実績見込みによる減額です。4 目財産管理費についても、実績見込みによる減額です。6 目町政功労者表彰費は、表彰式を実施しなかったことによる減額です。20 ページ 7 目、企画費は実績見込みによる減額です。8 目とうえい健康の館施設費、12 節指定管理料は、人件費及び光熱水費の増加等により増額するものです。2 項 1 目税務総務費は、実績見込みによる減額です。22 ページ、2 目賦課徴収費は、県税徴収委託金の増額に係る財源更正です。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、1 2 節社会保障税番号制度システム整備委託料は、ふりがなの仮登録、旧字及びふりがなの記載に係る府戸籍附票システムの改修により増額するものです。5 項 2 目、経済

政策調査費は実績見込みによる減額。8目農林業センサス調査費は、令和7年に実施される農林業政策の準備経費を追加するものです。24ページ、3款1項1目、社会福祉総務費のうち、10節消耗品費、印刷製本費11節郵便料及び19節、均等割の課税世帯支援給付金は、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものです。子供加算支援給付金は、令和5年度住民税非課税及び均等割のみの世帯、新たに、令和6年度住民税非課税及び均等割のみの世帯のうち、18歳以下の児童に対して、1児童当たり5万円が給付されるもので、その他は実績見込みによる減額です。

3目障害者福祉費、19節、障害者自立支援給付費は、グループホーム入所者が増えたこと等による増額です。4つ目、老人福祉は実績見込みによる減額。27ページ、26ページ、23節は、後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。2項1目児童福祉総務費、10節消耗品費は、子育て支援センターの絵本及び沐浴用の木のおもちゃの購入費17節は、デジタルカメラ1台を購入するもので、一般寄附によるものです。その他は実績見込みによる減額です。2目保育園費、14節 プール日除け屋根設置工事は、屋外プールに目隠し及び日除け用の囲いと、支柱を設置するものです。17節保育園備品購入費は、電子レンジ1台を購入するものでいずれも一般寄附によるものです。28ページ、3項一目総務管理費から、3目介護予防生活支援サービス事業費までは、実績見込みによる減額です。4款1項1目、保健衛生総務費27節は、東栄診療所及び国民健康保険特別会計の補正による減額です。

2目予防費のうち、30ページ、22節、母子保健衛生費国庫補助金返還金は、令和4年度事業の精算に係るものです。その他は実績見込みによる減額です。3目、新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、実績見込みによる減額です。4目 環境衛生費27節は簡易水道事業特別会計の補正による減額です。2項1目環境衛生費から、32ページ、5款1項2目農業総務費までは実績見込みによる減額です。3目農業振興費、18節畜産飼料価格高騰対策支援補助金は、原油価格、物価高騰等の影響を受けている町内で畜産業を営む事業者に対して、配合飼料の契約数量、1トン当たり300円を補助するものです。その他は実績見込みによる減額です。5目土地改良事業費及び6目千代姫荘施設費は、実績見込みによる減額です。34ページ8目農業集落排水事業費、27節は、農業集落排水事業特別会計の補正による減額です。2項2目、林業振興費、18節、森林環境保全直接支援事業補助金は、事業量の増により増額するものです。その他は実績見込みによる減額です。3目林道事業費から、36ページ、6款1項3目、観光費までは、実績見込みによる減額です。5目温泉施設費10節修繕料は、配管等の修繕に対応するため増額するものです。38ページ、6目プレミアム付商品券事業費から、40ページ、7款3項1目住宅管理費までは実績見込みによる減額です。40ページ4項1項公共下水道費、27節は公共下水道事業特別会計の補正による減額です。8款1項1日常備消防費は、人事院勧告による人件費の増と、普通交付税算定率の変更により増額するものです。2目非常備消防費と、3目消防施設費は実績見込みによる減額です。4目無線管理費、12節アラート更新業務委託料は、災害時における職員への連絡用に使用していたメールサービスは、令和6年3月で契約が終了することから、Sアラートを有効に機能させるため、職員専用の機能を追加するものです。42ページ、5目、防災諸費のうち、12節AED廃棄業務委託料は、町内9か所の一斉更新により、不要と

なった機器を処分するものです。その他は、実績見込みによる減額です。9款1項2目事務局費から44ページ、3項2目教育振興費までは、実績見込みによる減額です。そのうち、教育振興費、12節、小学校特別支援教育支援業務委託料は、教員の給与等への対応として、支援員を確保するものです。3目学校施設整備費は、森づくり基金繰入金を財源として充当したことによる財源更正46ページ4項2目、学校給食共同調理場費は実績見込みによる減額です。10款3項2目公共土木施設災害復旧費は、町道下古戸浅井線災害復旧工事設計費に係る財源として、災害復旧債を充当したことによる財源更正です。11款公債費は、減債基金繰入金の減額による財源更正です。12款1項1目、財政調整基金、24節積立金は、利子分を減額するとともに、今年度の歳入歳出見込みにより積立てするものです。48ページ3項1目、高齢者いきいき健康増進基金は、株式会社とうえいから納付金を免除することによる減額です。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1款町税から8ページの13款使用料及び手数料までは、収入見込みによる増減です。14款国庫支出金から12ページの15款県支出金までは、それぞれ、給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の精算による増減によるものです。そのうち、14款2項国庫補助金の各目における地方創生臨時交付金については、各事業への充当額を変更したものによるものです。8ページ2目民生費国庫補助金1節、社会福祉費補助金のうち、地方創生臨時交付金重点支援は、住民税均等割の課税世帯と子供加算支援給付金に係るものです。12ページ、15款2項5目、商工費県補助金のプレミアムつき商品券、発行事業支援費交付金は、実績見込額に合わせて増額するものです。17款寄附金の一般寄附金は、子育て支援センターと、保育園に対して寄附されたものです。14ページ18款繰入金は、財源調整等による減額です。20款諸収入は収入見込みによるものです。16ページ、21款町債は、次、事業費確定に伴う減額ですが、9目災害復旧債については、町道下古戸浅井線災害復旧工事に係る設計費に対して追加するものです。次に、50ページから55ページにつきましては、年度内に事業が完了出来ない11事業について、翌年度に繰越しをさせていただく明許費の内訳です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。歳出質疑を終わります。次に歳入全般について次、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第10号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第11号、議案第12号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第19、議案第11号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号に

について」、日程第 20、議案第 12 号「令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について」の 2 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長(伊藤仁寿君)

それでは、国民健康保険特別会計の補正予算について説明をいたします。補正予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 11 号、令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号について 10 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 448 万 7,000 円を減額し、予算総額を 4 億 6,312 万 3,000 円とするものです。それでは補正予算書で説明をいたします。歳出から説明します。補正予算書 66 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分、これにつきましては、県支出金や繰越金などの財源更正です。3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金分、これにつきましては、国民健康保険料や繰越金などの財源更正です。3 款 3 項 1 目、介護納付金分、これにつきましては、国民健康保険料や繰越金などの財源更正です。5 款 3 項 1 目施設整備費 10 節需用費、150 万円の減。これにつきましては実績見込みによる精算です。5 款 3 項 2 目保健事業費 1 2 節委託料 280 万円の減。これにつきましても実績見込みによる精算です。8 款 3 項 2 目他会計繰出金 27 節繰出金東栄診療所特別会計繰出金 18 万 7,000 円の減。これにつきましては東栄診療所の運営費が確定したため補正するものです。次に歳入です。60 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 1,758 万 7,000 円の減。これにつきましては保険料の収入見込みによる補正です。3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 403 万 6,000 円の増特別調整交付金市町村向けにつきましては保健事業に対する運営事業費が交付されることによるもの東栄診療所の運営費が確定したための補正になります。都道府県繰入金につきましては交付金の確定による補正になります。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,122 万 3,000 円の減。1 節 2 節の保険基盤安定繰入金及び 6 節の未就学児均等割保険料繰入金につきましては、交付金の確定に伴う補正です。3 節の職員給与費等繰入金につきましては、歳出の総合保健事業費の減額や交付金等を、の財源の一部とすることによる補正になります。5 款 2 項 1 目国民健康保険財政基金繰入金、1,299 万 2,000 円の増。これにつきましては、歳出の事業費納付金財源として充てるものです。6 款 1 項 1 目繰越金、718 万 3,000 円の増。これにつきましては、繰越金の額が確定したことにより、療養給付費の一部と歳出の事業費納付金の一部を財源として充てるものです。7 款 4 項 5 目雑入 11 万 2,000 円の増これにつきましては、健康教室等参加費負担金です。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。続きまして、後期高齢者医療の補正に入ります。補正予算書の 13 ページをお願いいたします。議案第 1 2 号令和 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について 14 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 750 万 6,000 円を追加し、予算総額を 1 億 3,532 万 8,000 円とするものでそれでは補正予算書で説明をいたします。歳出からお願いします。補正予算説明書の 80 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費、18 節、負担金及び交付金 13 万 9000 円の減。これにつきましては、連合会事務費負担金の確定による補正になります。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納

付金、18 節負担金及び交付金、764 万 5,000 円の増。これにつきましては保険料収入見込みと、保険基盤安定負担金の確定によるものです。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費これにつきましては、繰入金や繰越金等の財源更正です。76 ページをお願いします。次に歳入になります。1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険料、489 万 6,000 円の増。これにつきましては保険料の収入見込みによる補正です。3 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、384 万 7,000 円の減。これにつきましては、1 節及び 3 節は、一般会計が負担する保険基盤安定負担金と事務費負担金の確定による補正です。2 節の療養給付費繰入金は、繰越金の確定による財源更正です。4 款 1 項 1 目、繰越金 366 万円の増これにつきましては、繰越金の額が確定したことにより、広域連合納付金及び後期高齢者医療費の一部を財源として充てるものです。5 款 3 項 1 目雑入、279 万 7,000 円の増。これにつきましては、令和 4 年度分の市町村療養給付費負担金の精算によるものです。後期高齢者医療特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに、議案第 11 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 11 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 12 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 12 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 13 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 13 号「令和 5 年度東栄診療所特別会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

東栄診療所特別会計補正予算について説明させていただきます。予算書の 17 ページをお願いします。議案第 13 号令和 5 年度東栄診療所特別会計補正予算第 2 号について、18 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 1049 万 8000 円を減額し、予算総額 3 億 5114 万 4000 円とするものです。今回の補正は、精算によるものや、実績見込みのものがほとんどですので、重立ったところを説明させていただきます。それでは予算説明書の歳出からお願いします 90 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 1 節報酬は、実績見込みによる増額です。2 節給料は、実績見込みによる減額です。10 節需用費の光熱水費につきましては、移転後の光熱水費の予測が出来なかったため、施工業者に推計してい

ただきましたが、見込みより使用料が減額になったものです。12 節委託料の医師派遣委託料は、委託料の減額は当初、新城市民病院からの派遣を見込んでいたものの、実績減派遣回数の減や、1 日が半日になったことが要因です。26 節、公課費消費税は、前年度確定申告により、予定納税額が見込みより増額になったものです。次に 42 ページをお願いします。

2 項 1 目研究研修費、8 節旅費及び 18 節負担金補助及び交付金の増額は、産業医の資格取得のため、今まで、コロナウイルス感染症の影響で、学会など中止やリモート開催になっていましたが、状況が少し落ちつき現地開催での現地の開催が増えたことによるものです。

1 款 3 項 1 目、在宅医療介護サポートセンター費は実績見込みによる減額です。2 款 1 項 1 目 医療用機械器具費、17 節備品購入費の医療機器等購入費は入札による減額です。3 目委託事業費、1 2 節、委託料の特殊検査委託料は、機械機器の新しく更新したことにより、今まで外注委託していた検査を当院で実施することとなったことによる減額です。その他の請負契約残による減額です。続きまして歳入を説明させていただきます。86 ページを御覧ください。1 款 1 項の外来収入は、総額で 76 万円の減額は、実績見込みによるものです。2 款 1 項 1 目使用料は、旧東栄医療センターの屋上に設置してありますドコモと K D D I の安定な設置使用料が未計上であったため増額するものです。3 款 1 項 1 目県補助金の増額の内訳は、高齢者福祉施設等ワクチン接種加速化支援交付金の実績による 30 万円の増額。今年度購入した医療機器の僻地診療所施設整備費補助金の精算による 2 万 2,000 円の減額の差引きです。次に 88 ページをお願いします。4 款 1 項 2 目他会計繰入金は国保の僻地診療所運営費分の実績による減額です。6 款 1 項 1 目雑入の僻地診療所医師等派遣負担金は、当初つぐ診療所への派遣を見込んでおりましたが、実績の減。その下の在宅医療介護サポートセンター受託料は、この減額は、事業費が減ったものによります。私から説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第 13 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 14 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、議案第 14 号「令和 5 年度東栄町園財産区特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の 21 ページをお願いします。議案第 14 号令和 5 年度東栄町園財産区特

別会計補正予算第1号について続いて22ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ15万4,000円を増額し、予算総額を15万8,000円とするもので、それでは、予算説明書により説明させていただきます。今回の補正は財産区に所属する山林からの収益があったことによるものです。歳出からお願いします。102ページをお開きください。1款1項1目管理会費は、今回の収益分を御園区に支払うものです。次に歳入の説明をさせていただきます。100ページをお開きください。2款1項1目雑収入は、御園字小岩嶽の分収林の利用間伐を行った結果、間伐材の販売により収益が得られたものです。以上で、園財産区特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第14号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第15号、議案第16号、 議案第17号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第23、議案第15号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について」、日程第24、議案第16号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第4号について」、日程第25、議案第17号「令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について」の3案件を、一括して議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。議案第15号、令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について、次ページをお願いします。第2条ですが、令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計予算、第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正する。排水施設建設改良費補正予定量、321万6,000円の減額。計1,328万6,000円。第3条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第1款第1項営業収益補正予定額、4万3,000円の減額。計5,379万6,000円。第2項、2項、営業外収益補正予定額、120万円の減額。計1億5,946万8,000円。支出ですけども、第1款第1項営業費用、補正予定額83万7,000円の減額。計1億9,424万円。第2項営業外費用、補正予定額40万6,000円の減額。計1,460万6,000円、第4条予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4,874万5,000円は、当年度分当年度分、損益勘定保留資金4,874万5,000円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出を次のとおり補正する。支出の第1款第1項建設改良費補正予定額、321万

6,000 円の減。計 1 億 2353 万 1000 円。それでは、補正予算書説明書で説明します。まず支出から説明します。10 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2 款 1 項 1 目簡易水道管理費、100 万円の減額につきましては、実績見込みによるものです。2 目の減価償却費、16 万 3,000 円の増額につきましては、台帳の精査によるものです。2 項 2 目の消費税及び地方消費税の 40 万 2,000 円の減額は、今年度の実績見込みによるものです。次に、11 ページの資本的収入及び支出の支出ですけれども、4 款 1 項 2 目、排水施設建設改良費 321 万 6,000 円の減額につきましては、実績見込みによるものです。次に、収入について説明します。9 ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入ですけれども、1 款 1 項 1 目、給水収益 100 万円の減額につきましては、使用料の実績見込みによるものです。2 款その他営業収益 95 万 7,000 円の増額は、加入者負担金の実績見込みによるものです。2 項 1 目他会計補助金 115 万 5,000 円の減額につきましては、支出の減額に伴う一般会計からの繰入金です。2 目長期前受金戻入、4 万 5,000 円の減額につきましては、減価償却によるものです。以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。続いて公共下水道事業の説明をします。補正予算書の 1 ページをご覧ください。議案第 16 号令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 4 号について、次ページをお願いします。第 2 条ですけれども、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですが、第 1 款第 1 項営業収益補正予定額、200 万円の減額。計 3,558 万 6,000 円。第 2 項営業外収益、補正予定額 1,027 万 3,000 円の減額。計 1 億 3,275 万円。支出ですけれども、第 1 款第 1 項営業費用補正予定額 1,187 万 1,000 円の減額。計 1 億 4,636 万 6,000 円。第 2 項営業外収益、補正予定額 40 万 2,000 円の減額。計 1,740 万円。それでは補正予算説明書で説明します。まず支出から説明します。9 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2 款 1 項 1 目下水道管理費 1,177 万 1,000 円の減額につきまして実績見込みによるものです。2 目の減価償却費、10 万円の減額につきましては、台帳の精査によるものです。2 款 2 項 2 目の消費税及び地方消費税額は、今年度の実績見込みによるものです。次に収入について説明します。8 ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入ですけれども、1 款 1 項 1 目下水道使用料 200 万円の減額につきましては、使用料の実績見込みによるものです。2 項 1 目他会計補助金 1,025 万 2,000 円の減額は、支出の減額に伴う一般会計からの繰入れ、2 目長期前受金戻入れ、2 万 1,000 円の減額は、減価減価償却によるものです。以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。続いて農業集落排水事業の説明をします。補正予算書の 1 ページをご覧ください。議案第 17 号令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について、2 ページをお願いします。第 2 条ですけれども、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入ですけれども、第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 211 万 1000 円の減額。計 3,931 万 2,000 円。支出ですけれども、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額、256 万 4,000 円の減額。計 4,082 万 6,000 円。第 2 項営業外収益、補正予定額 45 万 4,000 円。計 169 万 5,000 円。それでは補正予算説明書で説明します。まず支出から説明します。9 ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出ですけれども、2 款 1 項 1 目下水道管理費 256 万 5,000 円の減額につきましては、実績見込み

によるものです。2目の減価償却費1,000円の増額につきましては、台帳の精査によるものです。2項2目の消費税及び地方消費税は、インボイス化による課税対象となつたため、実績見込みによるものです。次に収入について説明します。8ページをお願いします。収益的収入及び支出の収入ですけれども、1款2項1目他会計補助金211万円の減額は、支出の減額に伴う一般会計からの繰入れです。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。初めに議案第15号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第15号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第16号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り議案第16号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第17号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第17号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第18号 -----

次に、令和6年度の一般会計各特別会計の当初予算関係の議案に入りますが、会期日程で御確認していますように、12日に、火曜日、予算特別委員会での審議を予定しております。本日は、予算特別委員会の設置開催を踏まえて確認したい事項に限ってお願いいたします。次、日程第26、議案第18号「令和6年度東栄町一般会計予算について」を議題いたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

令和6年度の東栄町一般会計予算についての説明をさせていただきますが、先般の全員協議会において、予算内容につきましては説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。予算書の1ページをお願いします。議案第18号、令和6年度東栄町一般会計予算について続いて2ページをお願いします。令和6年度一般会計予算は、歳入歳出の予算総額を42億1,600万円とするものです。第2条の継続費につきましては、8ページ、第2表継続費のとおりです。第3条の地方債につきましては、9ページ、第3表地方債のとおり、第4条の一時借入金につきましては、借入れの上限を5億円とするものです。第5条は、同一管内で相互流用ができることを定めるものです。第6条の債務負担行為につきましては、10ページ、第4表債務負担行為のとおりです。それでは、3ペ

ージをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入、1款町税3億652万4,000円。2款地方譲与税8,343万3,000円。3款利子割交付金、10万円。4款配当割交付金180万円。5款株式等譲渡所得割交付金100万円。6款法人事業税交付金800万円。7款地方消費税交付金7,000万円。8款環境性能割交付金650万円。9款地方特例交付金1,000円。10款地方交付税18億500万1千円。11款交通安全対策特別交付金1,000円。12款分担金及び負担金2,057万4,000円。13款使用料及び手数料6,656万5,000円。14款国庫支出金4億209万6,000円。15款県支出金2億7,888万2,000円。16款財産収入1,227万円。17款寄附金776万7,000円。18款繰入金5億802万6,000円。19款繰越金1億円。20款諸収入7,466万1,000円。21款町債4億1,680万円。歳入合計42億1,600万円。それでは6ページをお願いします。歳出1款議会費4,400万円。2款総務費9億3,125万円。3款民生費6億4,590万4,000円。4款衛生費5億4,306万7,000円。5款農林水産業費4億2,502万6,000円。6款商工費7,865万9,000円。7款土木費3億612万9,000円。8款消防費2億2,197万9,000円。9款教育費2億7,131万6,000円。10款災害復旧費2億6,136万1,000円。11款公債費2億5,664万6,000円。12款諸支出金2,016万3,000円。13款予備費1,050万円。歳出合計42億1,600万円。以上であります。

議長（加藤彰男君）

議案第18号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。一般会計予算説明書、歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

詳しい質疑については予算委員会で行いますが、今日この場で御確認、答弁いただいた上で、予算委員会に入りたいというふうに考える点について、お尋ねいたします。予算説明書の89ページ、3款2項2目の保育園費でございます。保育園費の報酬、773万4000円の予算です。このほか、保育園費の全体を見ますと、保育園長委託料といった予算は取られておりません。保育園長の報酬が報酬費の773万4,000円に含まれるのか。あわせて、保育園長の業務委託を見直し、職員任用による職員の配置に置き換えると理解してよいのか、伺います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は92ページの保育園費の関係ですか。御質問、福祉課長。
福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

はい、園長の報酬のことについての御質問と思いますが、現在4月から園長を会計年度任用職員として雇用することを見込んでおりますけども、当初予算編成時はまだ、不確定なため、見込むことが出来ませんでした。4月には全体の任用状況等分かりますので、全

体の中で調整させていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

歳出全般ということでよかったですね。では、続いて補正予算説明書の 61 ページののきやま学校改修工事について伺いたいと思います。今回のきやま学校の改修工事がメインの事業となると考えます。しかし、予算については説明はすでにしたと、そのようなご発言があって今回ほとんどそうですね、各項目の款ごとの費、金額しか提案されなかったということなんですけれども、決して私たち、議会全員協議会の中で詳しい説明を受けたものではありません。私たち議員は、こののきやま学校の改修工事が、どういう事業なのかほとんど知らされておらないわけです。町は、今回これ提案されていますけれども、イメージ図ですとかコンセプトですとか、内観や外観のイメージ、部屋ごとにどんな事業を行うか、そういった資料を全く示しておりません。これについて資料提供をいただきたいというふうに、26 日の議会全員協議会をお願いしておりましたので、改めてこの場で御確認いただきたいと思います。それから、備品ですね、防災時の防災に対応するための備蓄品についてもお尋ねしておりました。備蓄品とその備蓄の場所一覧についてお示しいただきたいと思います。4 点目は、旧東栄小学校の解体工事についてが、やはり今年度のメインとなる予算となりますので、解体事業費、概算事業費が示されていると思いますので、解体費用の内訳についてお知らせいただきたいと思います。あわせて、今回追加として資料提供いただきたいという点がありまして、それは、公債費の増額について、やはりちょっと気になる金額になっております。4 億 5,664 万円を、今年度に償還するということになりますけれども、地方債の一覧と、償還額の年度ごとの見込みについて、お示しいただきたいというふうに思います。タクシー券のモデル事業給付、85 万 9,000 円、新規事業でありますけれども、議会で示されている資料では事業の名称ぐらいのことしか分からないので、こういった方が対象になるのか、どういうサービスが対象になるのかという概要の分かる資料をお示しいただきたいと思います。そして、耳の聞こえサポート事業、これも新規事業でありますけれども、これの予算が 159 万 9,000 円というふうに概要には書かれておりますけれども、事業の説明書にはそういった金額が書かれていないので、一体どういう事業で、何に幾らということ、分かりやすくお知らせいただきたいというふうに思います。資料の提供は、ぜひ委員会質疑が行われる前にしていただければと考えますけれども、認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

今詳細内容は委員会質疑のときっていうことでいいですか。それで先ほど資料提供も含めて、詳細な説明をしてほしいということですか。ただ資料提供については、委員会の委

員長のところでどうするかということありますので、議員としては資料提供してほしいという要望がある。委員会については詳細説明をしてほしいと、そういう点でよろしいですか。

3 番(浅尾もと子君)

資料提供を要望しておりますのでそれに対する町の認識を伺いたいということでありました。

議長(加藤彰男君)

今出ましたけど今の範囲で答えられる範囲で、いいですか。うん。はい。はい。

3 番(浅尾もと子君)

はい、では最後のお尋ねでございます。委員会で示してくださるということなんですけれども、東栄町議会、1日しか委員会がないという特殊な議会になっておりますので、朝、示された資料をもとにその日のうちに質疑を終了するということは、議員としては大変厳しいものでございます。ぜひ速やかに資料提供していただきたいということを要望してですね、最後に1点のきやま学校の改修工事についてお尋ねしておきたいと思います。町は、このきやま学校の耐震事業について、パブリックコメントに付しているという答弁をしております。総合計画などパブリックコメントに付しておる、だから、このきやま学校の耐震化の事業について、改めてパブリックコメントはしないということなんです。しかし、基本計画の後期計画の中では、のきやま学校の耐震補強をすると、情報基盤整備などによる拠点の機能強化をするとそういったことが書かれているだけなんです。総額で幾らかかるのか、町民の皆さんに諮ったわけではない。また、その事業によってどんなことができるようになるのか、またどういう外観なのか。ということが全く住民に示された経緯がないわけでございます。住民の意見を十分反映したものとなっているかという点、改めてパブリックコメントを行う考えがないかという点、町長に伺いたいと思います。

議長(加藤彰男君)

町長。

町長(村上孝治)

せんだってお話ししたとおりであります。それからのきやま学校の体験につきましてはもう既に、過去から、今の事業を行っております。先ほど言いましたように、てほへさんに、全体的には委託をしております。その中での話であります。具体的には今回予算を計上させていただきますのは、先ほど言いました、委員会の中では御議論をいただきたいと思いますので、改めてパブリックコメントの必要ないと思っております。

議長(加藤彰男君)

もう一度いいですか。はい、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

次に一般会計予算説明書歳入全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 19 号、議案第 20 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 27、議案第 19 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、日程第 28、議案第 20 号「令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について」以上の 2 案件を一括として議題といたします。質疑につきましては、議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは、令和 6 年度東栄町予算書の 11 ページをお願いいたします。議案第 19 号令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について、先般の全員協議会において、予算内容につきましては、説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。12 ページをお願いします。令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を 4 億 6,120 万 5,000 円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 4,000 万円とするものです。第 3 条は、同一款内で相互流用ができることを定めるものです。13 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算、歳入、1 款国民健康保険料 6,608 万 6,000 円。2 款使用料及び手数料 1 万円。3 款県支出金 3 億 744 万 9,000 円。4 款財産収入 85 万 5,000 円。5 款繰入金 6,279 万円。6 款繰越金 415 万 7,000 円。7 款諸収入 531 万 8,000 円。8 款町債 1,000 円。9 款分担金及び負担金 1,453 万 9,000 円。歳入合計 4 億 6,120 万 5,000 円。14 ページをお願いいたします。歳出 1 款総務費 200 万円。2 款保険給付費 2 億 9,231 万 7,000 円。3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 1,395 万 9,000 円。4 款共同事業拠出金 1,000 円。5 款保健事業費 5,512 万 4,000 円。6 款基金積立金 1,000 円。7 款公債費 2,000 円。8 款諸支出金 840 万 1,000 円。9 款予備費 200 万円。歳出合計 4 億 6,120 万 5,000 円。国民健康保険特別会計予算については以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算を説明いたします。予算書の 17 ページをお願いいたします。議案第 20 号令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について、先般の全員協議会において、予算内容につきましては、説明させていただいておりますので、今回は上程のみとさせていただきます。18 ページをお願いいたします。令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を 1 億 3,169 万 7,000 円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 500 万とするものです。第 3 条は、同一款内で相互流用ができることを定めるものです。19 ページをお願いします。第 1 表、

歳入歳出予算歳入、1 款後期高齢者医療保険料 4,812 万円。2 款使用料及び手数料 2,000 円。3 款繰入金 8,335 万 9,000 円。4 款繰越金 1,000 円。5 款諸収入 21 万 5,000 円。歳入合計 1 億 3,169 万 7,000 円。20 ページをお願いいたします。歳出 1 款総務費 588 万 6,000 円。2 款後期高齢者医療広域連合納付金 7,007 万 9,000 円。3 款後期高齢者医療費 5,502 万円。4 款諸支出金 21 万 2,000 円。5 款予備費 50 万円。歳出合計 1 億 3,169 万 7,000 円。後期高齢者医療特別会計予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

議案第 19 号議案第 20 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、議案第 19 号の質疑を行います。国民健康保険特別会計予算説明書の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 19 号の質疑を打ち切ります。

次に議案第 20 号の質疑を行います。後期高齢者医療特別会計予算説明書の歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 20 号の質疑を打ち切ります。

1 時間になりましたので、ここで休憩といたします。

再開時は議案第 21 号からということありますので、2 時 10 分まで休憩といたします。

----- 議案第 21 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 29、議案第 21 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計予算について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

令和 6 年度の診療所特別会計の予算を説明させていただきます。予算書の 21 ページをお願いします。議案第 21 号令和 6 年度東栄診療所特別会計について、なお、先般の全員協議会において、予算内容につきましては、説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。続きまして 22 ページをお願いします。令和 6 年度東栄診療所特別会計は、歳入歳出の予算総額を 4 億 3,746 万 6,000 円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 5,000 万円とするものです。第 3 条は、同一款内での相互利用ができるものを定めたものです。続きまして、23 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算、歳入、1 款診療収入 2 億 110 万 5,000 円。2 款使用料及び手数料 233 万 2,000 円。3 款県支出金 1,000 円。4 款繰入金 2 億 2,793 万 9,000 円。5 款繰越金 1,000 円。6 款諸収入 608 万 8,000 円。歳入合計 4 億 3,746 万 6,000 円。続いて 24 ページをお願い

いします。歳出、1 款総務費 2 億 8,228 万 6,000 円。2 款医業費 1 億 4,912 万 9,000 円。3 款公債費 105 万 1,000 円。4 款予備費 500 万円。歳出合計 4 億 3,746 万 6,000 円。診療所特別会計予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

議案第 21 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。東栄診療所特別会計予算説明書の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。診療所の歳入全般についてなんですけれども、今回、診療所から予算出されましたけれども、どういった、歳入を見込んでですね、この計画を立てているかということを伺いたいと思います。診療所の患者数が減少しているということを先ほど町長からも報告があったんですけれども、外来患者ですとか、リハビリの利用者、往診の患者、また健診などの患者の人数をどの程度見込んでいるか、そういったことを含めて経営計画といいますか、どの程度の歳入とさらにそれに対する支出を見込んでいるかという資料を、なるだけ詳しく出していただきたいと思いますが、2 月 26 日の全協でもお願いしたんですけれども、どういった資料が提供できるかという点、お伺いできればと思います。

議長（加藤彰男君）

今の内容は、予算特別委員会へのか、それともこの場で、この場でいいですか。

事務長。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

確かにこの医療圏内の患者数が年々減少しております。この歳入の予算の見込みにつきまます、予算につきましては、前年度の、令和 5 年度から令和 4 年度の 1 年間を見込んで算出しております。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい。患者数が減少しているということを、どの程度何人減少すると見込んでこの予算が立てられたのかということを知りたいので、患者数の予想ですね、予定する患者数の資料を示してほしいということをお尋ねしたんですけれども、それについて認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

高尾事務長。

東栄診療所事務長(高尾公彦君)

はい、患者数につきましては、細かい数字を出せというのはなかなか難しいところがありまして、出せるとしましたら、今年度1年の平均を見込んで、その診療日数を掛けた人数しか出せないものですから、それでださせていただきます。

議長(加藤彰男君)

よろしいですか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい。資料を御提供いただけるということありがとうございます。よその自治体ではこういう予算説明書などに患者数の見込み人数と、あと、平均患者数などを書いた状態で予算として出しているという例がありましたので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。それから、なかなかリハビリの利用者が少ないのではないかなという声もありますので、出来ましたら、各診療科目などで、どの程度の人数を見込んでいるかということについても、1人2人、正確にということではないんですけども、大ざっぱで構いませんから何人程度、例えば、そうですね、内科ほかには。整形ですかねそういった科ごとの人数についても可能な限りお示しいただきたいと思いますが、認識を伺います。

議長(加藤彰男君)

事務長。

東栄診療所事務長(高尾公彦君)

今の段階では、診療科目ごとの令和6年度の患者数とかちょっと出しておりませんので、それを示すこと出来ません。

議長(加藤彰男君)

ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

以上で議案第21号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第22号から議案第27号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第30議案第22号から日程第35、議案第27号までの「令和6年度各財産区特別会計予算について」の6案件につきましては、一括議題とするとともに、予算説明につき

ましては、前年度予算額と比較し増減がある財産区特別会計のみしたいと思いますが、これに御異議、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、6財産区のうち、増減のある御殿財産区特別会計の説明を求めます。
副町長。

副町長（伊藤克明）

それでは予算書の25ページをお願いします。議案第22号令和6年度東栄町御殿財産区特別会計予算について続いて26ページをお願いします。令和6年度東栄町御殿財産区特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を285万円とするものです。第2条は同一款内で相互利用できることを定めるものです。27ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入、1款財産収入9万円。2款分担金9万9,000円。3款繰越金1万円。4款雑収入265万1,000円。歳入合計285万円。28ページをお願いします。歳出1款管理会費8万円。2款財産管理費275万円。3款予備費2万円。歳出合計285万円。それでは予算説明書により説明させていただきますが、昨年度と変更のあったところの説明とさせていただきます。歳出からお願いします。290ページをお開きください。2款1項1目、財産管理費、12節、除伐等委託料265万円は、分収造林契約をしております月字スズカタの山林について保育としての除伐と保護管理としての歩道新設を行うものです。次に歳入の説明をさせていただきます。288ページをお開きください。4款1項1目、雑収入1節、森林整備センター分収林事業補助金265万円は、分収造林契約に基づいて、全額、森林整備センターが負担するものです。以上で、御殿財産区特別会計の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより議案第22号から議案第27号6案件についての質疑に入ります。各財産区特別会計予算の歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第22号から議案第27号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第28号から議案第30号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第36、議案第28号「令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」、日程第37、議案第29号「令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について」、日程第38、議案第30号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」、以上の3案件を一括として議題といたします。質疑につきましては、議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは、東栄町簡易水道事業特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第28号令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について、2ページをお願いします。第1条、令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第2条業務の予定量は次のとおりとする。(1) 給水戸数、1,354戸 (2) 年間給水量103万716 m³ (3) 1日平均給水量2,823 m³ (4) 主要な建設改良事業イ浄水施設建設改良、7,708万5,000円。ロ排水施設建設改良、4,923万5,000円。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。収入、第1款簡易水道事業収益、第1項営業収益5,311万5,000円。第2項営業外収益1億4,994万1,000円。支出、第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用1億9,082万5,000円。第2項営業外費用1,173万1,000円。第3項予備費50万円。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,320万8,000円は、当年度分損益勘定保留資金5,320万8,000円で補填するものとする。収入第1款簡易水道事業事業資本的収入、第1項企業債2,450万円。第2項補助金640万円。第3項他会計出資金5,000万8,000円。第4項移設補償金4,372万円。支出第1款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費1億2,632万円、第2項企業債償還金5,101万6,000円。第3項予備費50万円。第5条、起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的限度額の順に説明します。御園導水管工事350万円。本郷下川農免送水管移設工事450万円。県道八橋中設楽線配水管移設工事950万円。浄水場機器更新計画策定業務委託700万円。第6条一時借入金の限度額は5,000万円と定める。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 営業費用と営業外費用 括弧消費税及び、地方消費税に限る。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費931万円。第9条、簡易水道事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計補助を受けることは、9,201万1,000円と定める。以上で簡易水道事業の説明を終わります。続いて、東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第29号令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、2ページをお願いします。第1条令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次の次に定めるところによる。第2条業務の予定量は次のとおりとする。1、水洗化人口1,360人。2年間総処理水量、28万7,899立方メートル。3、1日平均処理水量789立方メートル。4、主要な建設改良費、浄化センター機器設備更新工事9,800万2,000円。第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第1款公共下水道事業収益、第1項営業費収益3,630万3,000円。第2項営業外収益、1億4,014万2,000円。支出、第1款公共下水道事業、使用第1項営業費用1億6,806万5,000円。第2項営業外費用7,880万円。第3項予備費50万円。第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、3,074万8,000円は、当年度分損益勘定保留資金3,714万8,000円で補填するものとする。収入、第1款公共下水道事業資本的収入、第1項企業債2,000万円。第2項補助金5,390万円。第3項他会計出資金5,195

万 3,000 円。第 4 項負担金等 90 万円。支出、第 1 款公共下水道事業資本的支出。第 1 項建設改良費、9,890 万 2,000 円。第 2 項企業債償還金 5,809 万 9,000 円。第 3 項予備費、50 万円。第 5 条継続費の総額及びなお年割額は次のとおりと定める。事業名ですけれども東栄浄化センター機器設備更新事業総額が 1 億 3,355 万 1,000 円です。令和 6 年度が 9,800 万 2,000 円で令和 7 年度が 3,554 万 9,000 円となります。第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的は、東栄浄化センター機器設備更新工事、限度額が 2,000 万円。第 7 条一時借入金の限度額は 5,000 万円と定める。第 8 条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 営業費用と、営業外費用、消費税及び地方消費税に限る。第 9 条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその他の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。1 職員給与費 523 万 7,000 円。第 10 条 特定環境保全公共下水道事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は、9,559 万 6,000 円と定める。以上で公共下水道事業の説明を終わります。続きまして、東栄町農業集落排水事業特別会計予算書の 1 ページをお願いします。議案第 30 号令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について、2 ページをお願いします。第 1 条令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第 2 条業務の予定量は次のとおりとする。1、水洗化人口 210 人。2、年間総処理水量 2 万 6,670 立方メートル。3、1 日平均処理水量 70 立方メートル。4、主要な建設改良費イ新規公共ます設置工事 30 万円。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入、第 1 款農業集落排水事業所収益、第 1 項営業収益 424 万 1,000 円。第 2 項営業外収益 4,193 万 1,000 円。支出、第 1 款農業集落排水事業費用、第 1 項営業費用 4,409 万円。第 2 条 2 項営業外費用 158 万 2,000 円。第 3 項予備費 50 万円。第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、495 万 9,000 円は当年度分損益勘定保留資金 495 万 9,000 円で補填するものとする。収入、第 1 款農業集落排水事業資本的収入、第 1 項他会計出資金 498 万 7,000 円。第 2 項負担金等、30 万円。支出、第 1 款農業集落排水事業資本的支出、第 1 項建設改良費 30 万円。第 2 項企業債償還金 944 万 6,000 円。第 3 項予備費 50 万円。第 5 条一時借入金の金額は 500 万円と定める。第 6 条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1、営業費用と営業外費用、消費税及び地方消費税に限る。第 7 条、常に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決、議決を得なければならない。1、職員給与費 624 万 6,000 円。第 8 条、農業集落排水事業特別会計を助成するため、一般会計からこの会計補助を受ける金額は 2,880 万円と定める。以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

議長（加藤彰男君）

はじめに議案第 28 号の質疑を行います。簡易水道事業特別会計予算説明書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 28 号の質疑を打ち切ります。

次に議案第 29 号の質疑を行います。特定環境保全公共下水道事業特別会計予算説明書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 29 号の質疑を打ち切ります。

次に議案第 30 号の質疑を行います。農業集落排水事業特別会計予算説明書の収益的収入及び支出、資本的収入及び支出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 30 号の質疑を打ち切ります。

ここで議長発議としてお諮りいたします。さきの議会運営委員会で確認しましたように、議案第 18 号から議案 30 号までの 13 議案は、当初予算として、慎重審査が必要と認められますので地方自治法 109 条会議規則第 37 条、委員会条例第 4 条に基づき、議長を除く 7 名で構成する、予算特別委員会を設置して審査をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案 18 号から議案 30 号までの 13 議案については 7 名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することと決定しました。続いて、お諮りいたします。予算特別委員の選任は、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、岡田浩二議員、佐々木一也議員、浅尾もと子議員、櫻井孝憲議員、伊藤真千子議員、西谷賢治議員、村本敏美議員の 7 名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することと決定しました。予算特別委員の方は、本日の本会議散会後に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を議長に報告をしてください。

----- 選挙第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 39、選挙第 1 号「東栄町選挙管理委員及び補充員の選挙について」の件を議題といたします。選挙管理委員と補充員は、令和 6 年 3 月 31 日をもって、4 年の任期が満了となるため、選挙を行います。初めに、選挙管理委員の選挙を行います。ここでお諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定に基づき、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。なお、指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議長が指名することと決定いたしました。選挙管理委員に

は、長野好孝さん、村上一久さん、堂地雅子さん、村松裕子さん。以上の方を指名します。ただいま議長が指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。ただいま指名しました、長野好孝さん、村上一久さん、堂地雅子さん、村松裕子さんが選挙管理委員に当選しました。次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。なお、指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することと決定いたしました。選挙管理委員補充員には、第1順位、長谷五子さん、第2順位、伊藤知幸さん、第3順位、森下正さん、第4順位、市野瀬恵子さん。以上の方を指名いたします。ただいま議長が指名した4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。ただいま指名しました第1順位、長谷五子さん、第2順位、伊藤知幸さん、第3順位、森下正さん、第4順位、市野瀬恵子さんが、選挙管理委員補充員に当選されました。なおそれぞれの当選者の方には、別途文書をもって告知いたします。また議会につきましては、一覧表にしまして、報告をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は会期日程に基づき、8日午前10時より、一般質問を行います。

（3番浅尾もと子君より挙手あり）

はい、浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

いいですかはい。発言のお許しをいただきありがとうございます。本日の議会の在り方について、一言要望申し上げさせたくさせてたくて、発言させていただきます。今回ですね、予算の提案に当たって、事前に説明したとおりだといってあらゆる説明を省略しております。予算の款項目のうち、款の金額しか明かさないという対応を執行部がとったことは重大だと考えます。なぜなら、本日は傍聴席に傍聴者がおられましてその方たちには情報が全く明らかにならないわけです。目玉となる新規事業の金額さえ、傍聴者には分からないし、議会の公式な記録である議事録にも残らない。これは非公開の2月26日の議会全員協議会で説明すれば、もう議会で説明する必要はない。そういった対応は議会への軽視につながりまた住民への軽視につながるものだと考えます。さらに、十分全協で説明が尽くされたかのように誤解を与える発言だったということも私は大変遺憾に思っております。なぜなら、2月26日の全員協議会、9時半に始まって記者発表があるからといって10時

35 分には終わっておりました。議員には、その場で資料が配付され質問も許されませんでしたし、さらにその内容は主要事業の朗読でありまして、この主要事業の資料を読めば分かることがほとんどでした。私自身そこに書いていないことをメモとりましたけれども、6 か所ぐらいしかありませんでした。そのような在り方で、私たち議員は事業の名前と金額ぐらいしか情報がないわけであります。十分説明を尽くしたから、この議会で説明しないというような説明には非常に心外だと感じます。今後ですね、ぜひ、他の自治体並みにこの議会での説明を重要視していただきたいということで、3 点要望いたしたいと思えます。1 点目は、他の自治体と同じように町長による大綱説明議会の前に事前に配付していただきたいということ。それから、説明会の全員協議会での説明も、議員は出された資料をまだ読んでいないうちに説明を受けることになりまして、非常に効率を欠いたものになります。説明会の前に資料を事前に配布すること、また質問を受けること。さらに、本日のような議会での説明を重視すること、以上 3 点求めたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

内容は、議会運営委員会で協議いたします。

はい、本日はこれで散会いたします。